

当該教科書の記述内容には問題が多く、生徒にとって適切な教科書でない

一、『最新日本史旧版』の編集・構成・記述内容の具体的な問題点について

1、歴史の移り変わりを総合的に理解するうえで問題がある

日本史教科書には、普通、歴史の移り変わりを総合的に理解するために、巻末に数ページを割いて「年表」を掲載し、時代区分、年代、天皇、将軍または総理、政治・経済・社会、文化、世界などの欄が設けられています。ところが、『最新日本史旧版』は、この「年表」がない。これは、子どもたちが、歴史の移り変わりを総合的に理解するうえで適切な教科書とはいえない。

2、2001年検定申請のままで、資料が10年前のもので古く問題がある

他社の教科書は、2005年度の改訂版の検定申請を行ない、2005年度検定で合格した後、たとえば、「年表」に一年ごとに新しい出来事を加筆する訂正申請している。

ところが、『最新日本史旧版』は、2005年度の改訂版の検定申請を行っておらず、その結果2001年以後の10年の出来事が「年表」などに追加されていない。たとえば、他社の教科書の大半は現行版で、3・11震災と福島原発事故の問題が「年表」などで言及している。つまり、『最新日本史旧版』は、2001年以後の出来事についての記載がなく、他社の教科書よりも資料内容が古く、しかも、前記で述べた「年表」さえもない、いわば“欠陥教科書”ともいえる代物で適切な教科書とはいえない。

3、改憲右翼組織の「日本会議」の基本方針にもとづいて記述されており問題である

「日本会議」は、天皇による時間の支配（天皇中心主義の一つ）である元号法成立後に、「元号法制化実現国民会議」を改組した「日本を守る国民会議」が前身だった。そして、神道・仏教系宗教団体を中心とした「日本を守る会」と統合した団体である。

「日本会議」の前身である「日本を守る国民会議」は、たとえば、明治以後に本格化するアジア諸国の植民地支配・侵略・占領支配の加害行為に関する記述に対して、「日本に誇りがもてない」「光輝ある歴史は忘れ去られまた汚辱され、国を守り社会公共に尽くす気概は失われ」と、これらの記述内容を批判し、削除させる運動を展開し、そのなかで、自らが「日本人として誇りがもてる」教科書を作成するとして、高校用の日本史教科書の『新編日本史』を作成した（『天皇の教科書 「新編日本史」の狙い』80頁 [事実証明書 3](#)、『週刊金曜日』2012.6.29、901号 [事実証明書 4](#)）。『新編日本史』

の後継版が、『最新日本史旧版』である。

このような「日本会議」による『最新日本史旧版』の作成に至る経過及び理由があり、根本的に、他の教科書の発行者により編纂された教科書とは、記述内容と教科書発行者としての違いがある。

二、『最新日本史旧版』には、このような理由から、下記に記す様々な問題ある記述が派生している。

「日本会議」の概要

前身は「日本を守る国民会議」。保守系文化人、石田和外・元最高裁判所長官が呼びかけて1978年に結成された「元号法制化実現国民会議」が、元号法の成立後改組され、会長に加瀬俊一・元国連大使、運営委員長に作曲家の黛敏郎が就任した。

1997年5月30日に、神道・仏教系宗教・修養団体を中心とした「日本を守る会」と統合して日本会議となりました。初代会長は塚本幸一。塚本の死後は、空白を挟み稲葉興作が第2代会長に就任した。そのため、政教分離の面からの批判がある。

学生団体である日本青年協議会（日本協議会）とは事務局が隣接しており、日本会議の事務局スタッフには日本協議会の出身者が多く、神社本庁とは「建国記念の日奉祝式典」や皇室関連行事などで共同活動が多く、人事交流も行っている。

日本会議の組織は、47都道府県が9つのブロックで区切られ、各県に都道府県本部が、さらにその下に支部が置かれている。各都道府県本部には、専従で勤務する活動家が配置され、機関誌は、月刊『日本の息吹』で、連携する国会議員組織として、衆参両院・超党派の多数の国会議員が所属する日本会議国会議員懇談会（1997年5月29日発足。2007年現在の会長は平沼赳夫）などがあります。高校日本史教科書『最新日本史』を出版している事で知られる明成社も関連団体で、新刊広告が、機関紙の主な紙面に掲載される。

2012年時点において、下記の方針・取組みが行われている。

- * 憲法の日本の伝統・国柄に基づく「改正」推進
- * 「国旗国歌法」の制定の要求
- * 「有事法制」の制定の要求
- * 「公共心」「愛国心」「豊かな情操」教育等を盛り込んだ「新教育基本法」の制定要求
- * 「首相の靖国神社参拝」の要求
- * 「国立追悼施設」建設に反対
- * 女系天皇を認める「皇室典範」制定に反対
- * 「外国人参政権」に反対
- * 「選択的夫婦別姓法案」への反対

- * 「人権擁護法案」への反対
- * 「自治基本条例」の制定反対
- * 「尖閣諸島」における資源開発および領海警備を要求等々。

以上は「フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』 [事実証明書 5](#)」を参照

1、「日本会議」の国家主義等の基本方針にもとづく記述・資料の問題点

下記の問題点の指摘箇所は、「徹底批判 『最新日本史』」（編集 子どもと教科書 全国ネット 21）のなかから選び文章をほぼ引き写したものである。また、『週刊金曜日』（2012.6.29、901号 [事実証明書 4](#)）も参照した。

A 天皇中心の歴史観にもとづく記述・資料

天皇中心の歴史観としての「皇室系図」資料

『最新日本史旧版』は、前記の「年表」を削除した代わりに、皇統譜による「皇室系図」（279頁）と年号（元号）一覧（278頁）を掲載している。

「皇室系図」には、神武天皇以降九第の存在しないことが明白な架空の人物を、実在した天皇と同格に扱い、歴史の事実と反している。『日本書紀』で即位していないことが明白な大友皇子を、『大日本史』などの後世の解釈によって、明治天皇が1870（明治3）年に天皇の名を贈って弘文天皇という名称で、歴代に数えている。これは、『日本書紀』にも書いてない名称で、古代史の史実と反している。その一方で、後醍醐天皇から譲位された光厳（こうごん）天皇は、明白な天皇であるにもかかわらず歴代に数えられず、別系統の北朝の第一代にされている。

このように、「皇室系図」の歴代順の数字は、史実と伝承を区別しない、あるいは史実にもとづかない誤った歴史の見方が記載されている。これでは、子どもたちが、歴史を、天皇中心に理解するようになり、歴史を大衆（民衆）の視点から見たり、考えたりする視点が奪われ、偏った歴史観を持つようになり、歴史を総合的に客観的に理解できにくくなり、適切な教科書とはいえない。

伊勢神宮の本殿は法隆寺よりも古いのか

『最新日本史旧版』は、古墳時代で伊勢神宮や出雲大社の本殿について説明（28頁）し、次の飛鳥時代で飛鳥寺・法隆寺の創建について説明（33頁）している。

しかし、飛鳥寺は596年に塔が完成し、法隆寺は607年に完成しています。このような仏教寺院の建築に影響されて、これまで山や岩石などの自然物を神として祭ってきた齋場に神社が建てられるようになったのである。出雲大社の造営は『日本書紀』によれば659年であり、伊勢神宮意の造営は『大神宮諸雑事記』によれば690年で、飛鳥寺・法隆寺の造営の後の時代である。つまり、飛鳥寺・法隆寺の創建は

飛鳥（文化）時代で、出雲大社・伊勢神宮の造営は次の白鳳（文化）時代のことである。

このような詳しい事実を知らない高校生がこの教科書を読めば、日本では仏教寺院の建築よりも神社建築の歴史のほうが一時代古いのだと、史実とは逆に誤解してしまうだろう。

また、伊勢神宮は、「皇室」の祖神として「天照大神」を祀っている神社であることを踏まえると、仏教寺院の建築よりも神社建築の歴史のほうが一時代古いと史実を逆に認識することで、日本の歴史を天皇中心に発展してきたと生徒たちに印象付けることにつながる。つまり、生徒たちは、史実と異なる理解をするだけでなく、日本の歴史を、天皇を中心にした極めて偏った歴史認識を持つようになってしまう危険性があり、適切な教科書とはいえない。

B 日本国憲法よりも大日本帝国憲法と教育勅語を賛美する記述・資料

〈大日本帝国憲法と日本国憲法〉

『最新日本史旧版』は、大日本帝国憲法の発布を、「ここに、アジアで最初の近代的立憲国家が生まれたのである」と強調しているが、それより 13 年も前の 1876 年にトルコでミドハト憲法が発布されている。

他社の教科書には大日本帝国憲法の立憲主義に様々なかたちで制限が加えられていたことが記されている。山川出版社の『詳説日本史』でも「天皇と行政府の権限がきわめて強いものであった」と書かれている。しかし『最新日本史旧版』には、天皇と行政府の権限が大きかったことの指摘はない。

一方で、「国民は、議会を通して国政に参加する権利をあたえられ」と記述されているが、「有権者は全人口の 1・1%にとどまった」ということは脚注に追いやられている。国民の権利についても本文には、「法律の範囲内で」「自由を認められた」と書かれているだけで、「法律の範囲内で」いかに制限されたのかという問題意識がまったく感じられない。

議会の予算審議権は、憲法により様々な制限がつけられたが、このことは本文にはない。貴族院や枢密院の果たした役割に関する記述も一切ない。

民衆ではなく天皇や政治家など権力者の記述に重点が置かれている。憲法作成の中心人物として伊藤博文が持ち上げられているが、憲法が国民には草案も示されず秘密につくられたことは書かれていない。

そして帝国憲法が日本の歴史と伝統をふまえたものであることが強調されている。

大日本帝国憲法の内容をゆがめて書いたうえで、この憲法を「民権派も評価し、多くの国民が歓迎した」と書いている。

戦後の日本国憲法の成立ではGHQの指示が強調され、新憲法の画期的意義や国民がどうそれを歓迎したのかなどは一切出てこない。他の教科書では国民主権をは

じめとする三原則を基本原則と位置づけて記述しているが、『最新日本史旧版』では「この憲法は、象徴天皇・基本的人権の尊重・主権在民・平和主義などの特色をもっている」と簡単に書くのみで、新憲法に関する記述の量は大日本帝国憲法と比べて僅かである。

〈教育勅語〉

教育勅語の全文が載せられ、本文でも勅語が「英・独・仏・中の各国語に翻訳されて海外に広く紹介された」と無批判に高く評価している。教育勅語は、忠君愛国を国民道徳としておしつける役割を果たしたが、「伝統的な国家観と人倫道徳とを融合させた国民道徳の表明」だったと位置づけられている。

教育勅語に対し、「その後の国民精神の形成に寄与し」と述べている。

教育勅語でとりあげられている各徳目について、「忠孝・博愛・修学・遵法・義勇奉公などの教えを、天皇みずから国民とともに実践しようとする念願が示されていた」としている。しかし、よくとりあげられる教育勅語の「父母ニ孝ニ」以下の徳目は、勅語の中で個別にとりあげられているわけではなく、これらの徳目は「皇運ヲ扶翼スヘシ」に集約され、国民を天皇制の維持発展に奉仕させることが目的とされていたのである。他の教科書では、こうした教育勅語による忠君愛国教育の問題が指摘されている。

脚注には学校儀式の中に勅語が位置づけられたことが書かれているが、いかに子どもたちに強制されたのかにはふれていない。授業での丸暗記をはじめ、学校の儀式の中で御真影拝礼・天皇陛下万歳・君が代斉唱と共に奉読された勅語は、子どもたちにとっては忘れられないものとなったのである。学校の儀式の中で、子どもたちに、感性の面から天皇への畏敬の念を培い、天皇・国家のために奉仕する精神を養った点で教育勅語は大きな役割を果たしたのである。こうした問題点にはまったくふれられておらず、教育勅語はひたすら美化されるのみである。

戦後のところでは「GHQの命令によって教育勅語の失効排除決議が国会でおこなわれ」とわざわざ書かれている。この文章が検定で問題にならなかったのには驚かされる。

教育勅語に関して占領軍が排除を指示した事実はまったくないからである。

教育勅語に対する人びとの批判は、戦後間もなくからおこっていた。新憲法の成立とともに国会でも問題となり、教育基本法の制定だけでなく、教育勅語の排除・失効を明確にする必要があったのである。当時参議院議員だった歴史家の羽仁五郎氏は、教育勅語が国民にとっていかに有害であったかを示すことが必要だと主張した。

教育勅語の排除・失効に関する決議は1948年6月に衆参両院で行われた。この衆院の決議には「これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国体観にもとづいている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義にも疑点を残すもとなる」

とある。

戦後の教育勅語の失効排除決議まで記述している他の教科書は多くはないが、そのことを記述する場合は、教育界から国家主義者や軍国主義者が追放されたことや修身・日本歴史・地理の授業が一時停止になったことなどと結びつけて記述されている。ところが『最新日本史旧版』ではその点も切り離されているのである。

□ 男性・支配者（天皇）中心の歴史観→女性・民衆を軽視した歴史観 女性を軽視した歴史観〈原始・古代〉

『最新日本史旧版』では、縄文文化を「世界的にみて最も高度な発達を遂げた文化」だったとして、土器文化や呪術を強調してとりあげている。しかし、土器文化などの水準の高さを抽象的に語っていても、自然と格闘し暮らす人びとの生活のようすは十分伝わってこない。そして、土器製作のおもな主体者だったと思われる女性にはまったくふれていない。

原始および古代の日本の女性の地位は特筆できることである。卑弥呼は邪馬台国の女主として知られている。その後、大和政権が成立したあとも、推古、持統、斉明、孝謙と数多くの女帝が活躍した。それだけ古代の女性の地位が高かったということだろう。ところが、女性に関する記述は、「結婚形態は、しばらくの間は夫が寝所のある妻方の家に通い（妻問婚）、一定期間をへると妻が夫の家へ移ることが多かった。」のみである。

〈中世〉

鎌倉時代、承久の乱がおこったとき、後鳥羽上皇の幕府打倒の呼びかけに動格する御家人に対して北条政子が演説し、鎌倉武士をまとめ幕府を勝利に導いたが、『最新日本史旧版』はこのことにまったくふれていない。政子の演説のかわりに「明恵と承久の乱」というコラムをのせ、高山寺の僧明恵が語ったという「わが回は神代より天皇の治めたまうところ、国王の命令に反対すべきではない。しかるに武力で都が占領され、上皇を島にお移しするなどの処分があって、人々は嘆き悲しんでいる。」との言葉をのせている。女性の活躍を無視し、天皇の存在を強調するこの教科書の立場がよくわかる。

〈近世〉

江戸時代では、「身分制と家父長制」についてこう述べている。

「社会を支える生活共同体として家制度の果たした役割は大きかった。家族は家長を中心に団結し、家柄や家名を重んじ、家業を継ぎ、家の繁栄のために協力した。家長は、先祖の祭祀の主宰者として、家族に対して絶対的な権成をもっていた。」

「武家の女性は」とせず、単に「女性」と書き、庶民も合む女性全体に家父長制

が徹底し、家父長制があたかも社会全体のしくみであったかのように述べているが、これは誤りである。

〈近現代〉

自由民権運動について、一部の特定の男性民権家の政治運動という描き方で、抑圧状況のなかで参加した女性の姿が書かれていない。他の教科書は「女性民権家も生まれ、京都では岸田俊子がみずから演壇に立って男女平等を主張し、岡山の景山英子らは女性だけの結社をつくり活発に活動した。」と記述しているが、『最新日本史旧版』はまったく書かれていない。

アジア太平洋戦争と女性については他社の教科書では「約20万人の女性が挺身隊に集められ、多くの女性が従軍慰安婦にされた。」などの記述があるが、『最新日本史旧版』には、「慰安婦」の事実がまったく書かれていない。

民衆を軽視した歴史観 〈古代〉

奈良時代の民衆の生活に関して他社本では貧窮問答歌や、別れを悲しむ防人の歌などが載っていますが、『最新日本史旧版』では民衆の生活がわかる史料の呈示がわずかしかない。防人の歌として選んでいるのは、なんと「おおきみの みことかしこみ いそにふり うのはらわたるちちははおきて」という天皇賛美のことばをはじめにおいた歌である。

〈中世〉

鎌倉時代から室町時代の人びとは「惣（惣村）」という組織をつくり、自治を強め、ある時は支配者に抵抗した。人びとがこうした力を持つようになったのは、しっかり働いて農業生産を向上させ、自信を強め、農民同士のつながりを強めたからである。他社の教科書は、こうしたつながりの中で「惣（惣村）」をとりあげている。しかし、『最新日本史旧版』は違う。「鎌倉時代末からこの時代にかけて、畿内とその周辺の地域では、地域的な自然村落を単位として自治的・自立的な組織がつくられた。このような村は惣あるいは惣村とよばれ」と書いたあと、別の小項目で、「この時期の農業の特徴は、生産性の向上のために集約化・多角化したことであった」と両者をバラバラに記している。

〈近世〉

このような書き方は江戸時代も同じです。前半で農業の発展を書き、百姓一接については江戸時代の終わりの頃の天保の大飢饉のところにとった五行だけである。同じページに二宮尊徳のコラムを載せ、「領主には減税を説き、農民には分を守っての徹底した節儉と勤勉を実行させるかれの指導は、天保の大飢饉にさいしても、近くの村々を援助するほど豊かな村を築いた。」と記している。生産を上げる努力

と協力は発展を阻むものへ目を向けさせ、農民の成長を促し、時には百姓一揆をおこすエネルギーとなり、幕府の政治に影響を与えるようになったことであろう。関連なくバラバラに並べたのでは、政治、経済、社会、文化などの関わりが見えず、働く農民が歴史の中で成長し、歴史を変えていく姿が見えてこない。この教科書はそんなことよりも、二宮尊徳の言うように「分を守って」生きればいいのかと言いたいのであろうか。

〈近代〉

名もなき民衆の運動はほとんど載せないということが一貫しています。例をあげてみると、幕末の世直し一揆、明治初期の地租改正反対一揆についてほとんど記述がない。自由民権運動には比較的ページを割いている。しかし、板垣退助らの名はあっても、人びとがはじめて世論を結集し、約30万筆の署名を集めた国会期成同盟の運動や、私擬憲法を起草する草の根の運動、困民党の運動などはほとんど扱われていない。また、米騒動の結果、寺内内閣が倒れたことは、「体調を崩していたため寺内内閣は退陣」とゆがめて書いている。さらに、大正政変で尾崎行雄や犬養毅は登場しても、シルクハットをかぶって国会の周りに集まってきた都市の民衆はまったく登場しない。これでは明治・大正期の民衆運動を理解することはできない。また、大逆事件は載っていますが、幸徳秋水らが無実の罪で処刑されたことはまったく書かれていない。

〈戦後〉

戦後大きな論争になった講和問題については「非武装中立の全面講和論も存在したが、『冷たい戦争』の状況下では、ほとんど現実性をもたなかった。」と、全面講和をまったく否定する一方的な立場で記述している。

他の教科書では一ページをつかい、「・・・米ソの対立の深まりのなかで、アメリカは日本が西側諸国とだけ講和を結ぶ『単独講和』の方針を決め、第二次吉田内閣もこれにそって西側への接近をはかった。アメリカは…中国やソ連などの反対を無視して、講和と同時に日米安保条約を結ぶ『単独講和』を推し進めた。これに対し、安倍能成や大内兵衛らの学者はソ連、中国をも含む『全面講和』、中立と国迫加盟による安全保障を主張し、運動をはじめた。また、社会党や共産党なども『全面講和』を求めて運動を展開した。」と述べている。

戦後日本の岐路であり、やがて安保反対の大運動にもつながっていく意味をもったこの論争を、『最新日本史旧版』は意図的に消しているのである。

安保条約の改定については、「警察官職務執行法の強化や教員の勤務評定をめぐって、岸内閣は世論の攻撃を受けていて、同時期の新安保条約調印であったために、条約を批准する国会審議の過程で与野党の意見が激突し、昭和35年（1960）

2月、政府は野党欠席のまま強行採決にふみきった。」と述べている。これでは政府の立場を正当化するだけで、なぜ全国的な反対闘争がおきたのかという理由はわからないであろう。

D 「侵略戦争の正当化」と「戦争美談」の記述・資料

〈日露戦争〉

1904～5年の日露戦争については、戦艦三笠艦上の東郷平八郎の絵が『新編日本史』（「日本会議」が最初に編纂した日本史、1986年検定本）以来ずっと掲載され、日本海軍の「輝かしい勝利」が強調されている。この絵は、戦前の国定教科書の『尋常小学国史 下巻』（1921年）及び『尋常科用 小学国史 下』（1941年）でも掲載され、「戦機高揚」を図るために「戦争協力の一環として」多くの画家に国が描かせて絵の一つである。これは、ポツダム宣言にもとづく「軍国主義・国家主義」を排除する一環として、これらの箇所が、墨塗りされたり、教科書自体が回収されたという問題のある絵（資料）である。

また「日本の戦勝が海外に与えた影響は大きかった。小国日本が大国ロシアの南下をくい止め、独立を確保したことは、中国の孫文やインドのネルーをはじめとしてアジアの諸国民に自信を与え」と書き、日露戦争が日本の独立を守るための防衛戦争であり、アジアの独立運動に貢献したかのように描いている。これは「つくる会」教科書にそっくりであり、歴史の事実と反している。

日清、日露戦争は日本が帝国主義国の一員としてアジア侵略にのりだしたものであって、日本は欧米帝国主義の被害者の側にいたのではなく、むしろ帝国主義の側に立ってアジアを帝国主義の支配のもとにくみこむうえで大きな役割をになったといわなければならない。

また、国民の犠牲については、ここでもまったくふれていない。

〈第一次世界大戦〉

日本が「日英同盟のよしみから」参戦したことを強調している。しかし事實は、他社の教科書も書くように、イギリスをはじめアジアでのドイツ武装商船撃破に限定して参戦を求め、のちにそれも取り消したのである。それにもかかわらず、日本はこれをチャンスとして目的を限定せずに参戦すると通告し、戦後、アジアでのドイツの領土や利権を手に入れたのである。

さらに「イギリスなどからの要請にこたえて海軍が地中海や大太平洋各地に派遣され、商船や輸送船の護衛にあたった」という記述を加えて、日本の参戦の正当性を主張している。

また一方、日本は第一次大戦が始まった直後の1912年、中国に対し「二一か条要求」をつきつけました。これは中国の主権を侵害するものとして中国側の強い反対をひきおこしたものでしたが、その問題点をまったく指摘していません。日

本に対する中国の民族的抵抗に対しては、「反日」「排日」などとレッテルを貼って敵視する態度で一貫している。

〈中国侵略〉

中国国民政府の国内統一、主権回復をめざす当然のうごきを敵視して、中国への武力侵略による権益確保にのりだした田中内閣の山東出兵を当然のことと描いている。武力侵略の方針を決めた東方会議を、権益保護のための積極的な防衛措置と美化しています。その前段では、国民革命軍の北伐に対し出兵しない態度をとっていた幣原外交を「軟弱外交と攻撃する声が高まった」と述べて、暗に幣原外交を非難している。

1931年の満州事変直前の記述は、「国民政府は、日本が保持する既得権益を回収して、国権を回復する政策に乗り出した」と大きく改められ、そのうえ「満州では反日運動が高まり、在留邦人や権益の被害が増加した」とあります。中国側が日本の既得権益を回収しようとしたために満州事変がおこったのだといわんばかりである。他社本では満州事変の原因が中国側にあると書くものはない。

さらに「関東軍は武力で満州を中国から切り離すことを企図し」の前に「関東州および満鉄の警備を任務とする」をつけ加えたために、関東軍の企図はその任務からして当然という印象を与える文章になっている。

満州国については「五族協和を理想にかかげ」と無批判に書き、中国からはげしい反発あったこともはぶかれているため、その侵略性がほとんど見えない。「満州国」が日本の傀儡国家だったことは他社の教科書ではほとんど書かれているが、この点も『最新日本史旧版』ではほとんど書かれていない。

慮溝橋事件では、日本軍が中国に駐留することが認められていたと書いている。政府の内地師団動員令について「居留民保護のため」と記述。第二次上海事変について、海軍士官が中国軍に殺害される事件がおこったため上海に派兵したという趣旨の注がある。

南京虐殺は「日本軍によって非戦闘員に多くの犠牲者がでた」という注のみである。他社で書かれている南京虐殺、七三一部隊、三光作戦など加害の実態については、まったくふれられていない。

また、日中戦争を太字の用語としては「日華事変」と書き表しており、正規の戦争ではないという当時の政府の言い分をそのまま鵜呑みにしている。

〈アジア太平洋戦争期〉

アジア太平洋戦争を、「大東亜戦争」と表記している。「戦争の目的として、自存自衛と東亜新秩序の建設をかかげた」と記述されている。大東亜会議については、詳しい注をつけ、「大東亜共同宣言」を無批判に資料として掲載しているのも、江兆銘政権はじめ日本と結んだアジアの傀儡政権の側が正しいかのような印象を与

えている。

他社本では、大東亜会議を批判的にとりあげ、それが日本軍占領下の政権代表の会議でしかなかったことを指摘している。日本の被害については詳しく述べているが、アジアへの加害についての記述はほとんど皆無といってよいであろう。

中国・朝鮮からの強制連行の記述もなく、「徴用」として書いているのみである。他社では、朝鮮・台湾の皇民化政策、強制連行、東南アジア占領地域の支配の実態として物資の徴発・住民虐殺などについて述べているのとは対照的である。

〈沖繩戦〉

沖繩が本土決戦のための捨て石とされ、沖繩戦が県民を見殺しにする作戦だったことや、軍による住民虐殺の事実が完全に無視され、学徒隊の「勇戦」と「県民が一丸となって抗戦」したことを強調する戦争美談につくりかえられている。

三、 結論

以上のように、当該教科書の記述内容には問題が多く、歴史の事実に対し、生徒にとって適切な教科書でない。

以上